

行動計画策定

従業員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間 令和6年7月1日～令和11年6月30日までの5年間

2 内容

目標1：将来的に「育児休業取得率100%」及び「1か月以上の育休取得」を目指し、育児休業制度等の制度についてのパンフレットを作成し、全従業員に配布し制度の周知を図る。

<対策>

- ・令和6年8月～ 従業員へのアンケート調査、検討開始。
- ・令和7年1月～ 制度に関するパンフレットの作成・配布、研修およびポスター掲示等の周知方法の検討。
- ・令和7年6月～ 制度に関するパンフレットの作成・配布やポスター掲示等により従業員への周知を図る。
- ・令和8年6月～ 従業員に再度周知を図る。
- ・令和9年6月～ 従業員に再度周知を図る。
- ・令和10年6月～ 従業員に再度周知を図る。
- ・令和11年6月～ 従業員に再度周知を図る。